

2019 年 10 月 10 日

山口県知事 村岡嗣政様

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
事務局長 小畑太作
携帯 080-5029-5599

上関原発に関する質問

日頃の県民全体のためのお働きに感謝します。

上関原発に関して、下記、質問をしますので、10 月末日までに文書にてご回答下さい。

なお、送付方法は、E-mail でもファクシミリでも構いません。

記

1. 「6 分野 21 項目」の要請について

山口県知事は、経産省資源エネルギー庁長官への 2001 年 4 月 23 日付回答書（商政 第 65 号）において日本国政府による電源開発基本計画への上関原発組み入れを承諾しました。しかしその際に、6 分野 21 項目の要請事項を付しました。更には、この要請事項へのその後の国政府の対応如何によっては「当該計画の推進等について、県が有する権限、事務、協力等を留保することもあり得る」と記されました。

さてその後、山口県知事は、国政府がどのように対応していると理解していますか。まとめることなく、21 の各項目別にご回答下さい。

2. 上関原発は新規原発ではないという主張について

知事は、「平成 30 年（行コ）第 13 号損害賠償等請求控訴事件（住民訴訟）」の控訴人第 4 準備書面において、上関原発は不新設原則（原発の新設はしないという原則）の対象外であると主張しています（同 17 ～ 18 頁）。

しかしながら、国政府は以下の通り上関原発は新設に当たることを明言しています（第 198 回国会 経済産業委員会 第 17 号 令和元年六月十九日（水曜日） 議事録）。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

上関原子力発電所につきましては、まだ設置許可がおりていないため、仮につくる場合には新設に当たるといふふうに考えてございます。

知事の準備書面の主張の根拠についてご説明下さい。

3. 公有水面埋立免許の3年6ヶ月延長許可について

山口県知事は、上関原発建設のために、2019年7月26日、中国電力（株）に対して二度目の埋立免許伸長許可をいたしました。

- (1) 報道発表資料によれば、免許伸長許可の正当な事由の一つとして、期限までに竣功できなかった正当な事由にボーリング調査の必要の発生が上げられています。しかしこの事が、この時点において必要となった合理的説明が為されていません。時系列に沿ってご説明下さい。
- (2) 同資料によれば、この度の延長3年6ヶ月の中6ヶ月が海上ボーリング調査に見込まれていますが、現在も調査は為されていません。6ヶ月が適切な期間と考えた根拠を、実際の実務計画を踏まえてご説明下さい。
- (3) そもそも公有水面埋立免許に、海上ボーリング調査を含めること自体、不適法だと言わざるを得ませんが、法的理解をご説明下さい。
- (4) 同資料によれば、免許伸長許可の正当な事由のいま一つが、当該土地の需要があること、そしてその根拠は、経産大臣による重要電源開発地点の指定が継続されたままであると言います。

しかしながら他方で国政府は、新規原発の設置は「想定していない」としているのであり、従って、重要電源開発地点の指定の要件の一つ「電源開発の計画の具体化が確実な電源であること」（同規程第四条5四）を満たしていないことは明らかです。つまり、重要電源開発地点の指定継続は、「今後埋立を続行するのに十分な理由がある」などと言えるようなものではなく、単なる不作為の産物とでも言うべきものです。またこのことは、同指定権者である経産大臣に重ねて確認したところ（2019年9月2日、2019年9月10日）、大臣も認めたところです。

ご見解を示して下さい。

- (5) そもそも、大臣においても同指定継続の根拠は「事業者が有する計画」と「地元の状況」としているのであり、根拠とされている中国電力（株）と知事が、その結果を根拠にすること自体、合理性を著しく欠いていると言わざるを得ません。また繰り返しもなりますが、大臣の言う指定継続の二つの根拠は、「重要電源開発地点の指定に関する規程」が定める指定の要件の一部でしかありません。

ご見解を示して下さい。

- (6) 知事は、この度も免許伸長許可に併せて、「発電所本体の着工時期の見通しがつくまで埋立工事を施行しないこと」を中国電力（株）に要請しています。これは知事自らが、本埋立工事が公有水面埋立法の許可要件「国土利用上適正且合理的なること」（第四条一）を満たしていないことを表明していると言わざるを得ません。同資料には「許可の条件として処分の中でこのような条件を付すことは公有水面埋立法上できないことから」と記されていますが、当然のことで、同法の主旨に照らせば、その様な条件を付さねばならない事案に対しては免許できないからに他ならないからです。

ご見解を示して下さい。

以上